

ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用したシステム構築業務委託仕様書

1 業務名

ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用したシステム構築業務委託

2 概説

ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用したシステム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用したシステム構築業務委託についての仕様を規定するものである。

3 業務の目的

政府においては、新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなど顕在化している状況を鑑み、令和２年７月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2020」を閣議決定し、地方における医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を強力に支援することとしている。

本市においても政府の動向を鑑み、九州大学未来デザイン学センターと上天草市との新たな日常の構築と地方創生の実現に係る連携協定を調印し、この連携に伴う共同研究事業として、市民アンケート、国内外の新たな日常の構築に向けた取り組みなどの分析を踏まえ、本市に相応しいデジタル・トランスフォーメーションによる新たな日常に関して取りまとめることとしている。

この共同研究事業の成果の一つとして、庁内における最新テクノロジーが活用可能な庁内業務を整理したところ、ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用したシステムの導入が業務改善及び効率化に有用であることが判明したため、そのシステムの構築等について委託するものである。

4 業務の概要及び委託見積限度額

業務においては、ＡＩ－ＯＣＲ及びＲＰＡを活用し以下のシステムを構築すること。また、委託見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）はそれぞれの業務のとおり。ただし、この金額は契約額を示すものではなく、予算額の上限である。

なお、後述する見積額の金額はこれを超えないこと。

（１）予防接種予診票発行業務

ア 業務の概要

（ア）予診票の発行については、これまで予診票を紛失された方に対して、（株）ＲＫＫコンピューターサービスが開発し、本市の業務全般（住民基本台帳等）における基幹システムとなる総合行政システム（以下「基幹系システム」という。）から接種履歴及び窓口に持参された母子手帳を確認し、窓口に来庁された日現在で、接種することが可能な予防接種を確定させ手作業で未接種分

の予診票を探して再発行していることから、A I - O C R 及び R P A を活用して本市の総合行政システムの接種履歴を確認し、必要な予診票を発行するシステムを構築するもの。

(イ) 接種情報の自動入力

接種情報については、これまで医療機関から接種情報が記載された予診票が送付された際に、種類、接種日、ロットナンバー、接種量及び接種医療機関を基幹系システムに手入力していたものを、A I - O C R 及び R P A を活用して接種情報を読み込み、基幹系システムに自動入力するもの。

(ウ) 医療機関からの請求書との突合等

医療機関からの請求書と予診票との突合等については、これまで医療機関から送付された予診票を基に手作業で基幹系システムに入力し、請求内容の突合を目検で確認していたため、A I - O C R 及び R P A を活用して突合し、請求に係る期間を短縮するもの。

イ 委託見積限度額

4, 4 7 1, 0 0 0 円 (A I - O C R 及び R P A ライセンス含む。)

ウ 業務担当課

上天草市健康福祉部健康づくり推進課

(2) 天草パールラインマラソン参加申込処理業務

ア 業務の概要

天草パールラインマラソン参加申込については、これまで郵便局から送付される約 3, 0 0 0 人分の申し込みを兼ねる郵便局払込取扱票を手入力で、既存の参加者情報システムに入力している。このことから、業務の負担軽減を図るため、郵便局払込取扱票をクラリス社が開発しているデータベースソフトウェア「ファイルメーカープロ」を活用した天草パールラインマラソン参加者情報システムに自動インポートするシステムを構築するもの。

イ 委託見積限度額

1, 2 3 6, 0 0 0 円

ウ 業務担当課

上天草市教育委員会社会教育課

5 業務の内容

(1) R P A ライセンスの納品

ア 製品仕様書概要

- (ア) シナリオの作成及び実行ができるライセンスであること。
- (イ) 今後を見越して実行のみ可能なライセンス種別を有していること。
- (ウ) クライアントインストール型であること。
- (エ) スケジュール実行が可能であること。

イ ライセンス期間

(ア) A I - O C R 及び R P A を活用したシステムの供用開始から令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) までとする。

(2) R P A 用ハードウェアの調達

ア 製品仕様概要

(ア) R P A ライセンス提供元の推奨環境に準拠すること。

(イ) R P A ライセンス製品仕様概要の条件を満たす構成であること。

(3) A I - O C R ライセンスの納品

ア 製品仕様概要

(ア) L G W A N から接続が可能なクラウドサービスとすること。

イ ライセンス期間

(ア) A I - O C R 及び R P A を活用したシステムの供用開始から令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) までとする。

(4) 記「4」に掲げる業務のプロセス分析支援

記「4」に掲げる業務について、以下を行うこと。

ア 業務のプロセスについて記「4」の業務担当課 (以下「業務担当課」という。) にヒアリングを行い、作業単位に分解しプロセスを可視化させること。

イ 業務のプロセスについて、A I - O C R 及び R P A の適用可否について分析し、業務担当課に報告すること。

ウ A I - O C R 及び R P A の活用にあたって、より効果が図れる改善案があればそれを提示すること。

エ 業務担当課と協議のうえ、業務プロセスの中で A I - O C R 及び R P A の適用範囲を定めること。

オ 業務に A I - O C R 及び R P A が適用不可の場合は、業務担当課と協議のうえ、別業務等を選定すること。

(5) R P A シナリオ作成支援及び A I - O C R 設定支援

ア 記「4」業務の A I - O C R 及び R P A の適用範囲となった業務プロセスについて、R P A のシナリオ作成と A I - O C R の設定を行うこと。

イ 業務担当課に対して、A I - O C R 及び R P A の操作及び運用について説明すること。

(6) 管理業務

ア 実施計画の策定

委託業務の執行体制及び内容並びに詳細なスケジュールを示した実施計画を策定し、業務担当課の承認を得ること。

イ 本業務責任体制

本業務の実施に必要な能力、資格及び経験を有する業務責任者並びに作業者を定めるなど業務実施体制を明らかにすること。また、委託期間中は、業務担当課との連絡調整担当者を配置することとし、これも明記すること。

ウ 進捗報告

業務の進捗状況の報告及び意見交換を主な内容とした会議を資料作成のうえ、月1回定期的に開催すること。また、受託者において会議の議事録を作成することとし、業務担当課の了解を得ること。

なお、課題は課題管理表（任意様式）を用いて管理すること。

6 委託期間

(1) 記「4 (1)」の業務

契約締結の日の翌日から令和3年7月30日（金）まで

(2) 記「4 (2)」の業務

契約締結の日の翌日から令和4年1月31日（月）まで

7 納入物

(1) 提出期限

ア 記「4 (1)」の業務

令和3年7月30日（金）

イ 記「4 (2)」の業務

令和4年1月31日（月）

(2) 記「7 (1)」における納入物

ア 次のAI-OCR及びRPAを活用した業務システム

(ア) 予防接種予診票発行業務システム

(イ) 天草パールラインマラソン参加申込処理業務システム

イ 記「7 (2) ア」について、それぞれ次に掲げるものを紙媒体で提出すること。

(ア) 業務実施報告書

(イ) 完成図書一式

(ウ) 議事録

(エ) 操作マニュアル

ウ 記「7 (2) イ」のデータを保存した電子媒体（CD-R又はDVD）

8 留意事項

(1) 守秘義務について

受託事業者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2) 作成物の帰属等について

ア 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、上天草市へ帰属するものとする。

イ 著作権の処理

本業務の実施による作成物は、映像・画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、上天草市は一切の責任を負わない。

(3) 品質管理体制について

受託事業者は、品質管理及び情報セキュリティについて、十分に留意して業務を実施すること。

(4) 業務適用範囲の確認について

仕様書に記載されていない事項で、業務上必要と認められる事項にあたっては、業務担当課との協議を要するものとする。

9 検査

検査は、納入物をもって履行を確認する。

10 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。ただし、委託者において「プライバシーマーク制度（※）」を導入されている場合は、この限りでない。

- (1) 市の業務委託により得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま委託業者の他の業務に使用してはならないものとする。
- (2) 必要性を十分検討し、個人情報の取扱いについて必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (3) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除し、又は訂正ができるものとする。
- (4) 収集から廃棄に至るまで、適切に取り扱うものとする。
- (5) 上記に定めるもの以外については、上天草市個人情報保護条例（平成17年1月上天草市条例4号）に基づき、取扱うものとする。

※プライバシーマーク制度

日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度

11 その他

- (1) 疑義については、業務担当課に照会し、その指示に従うこと。
- (2) その他、詳細については業務担当課の指示に従うこと。